

足立区サッカー協会社会人部 O-35「規約」

第 4 版

制定年月日 2013 年4月1日

改定年月日 2023 年 4 月1日

足立区サッカー協会 社会人部 O-35

第一章 総則

(名称)

第1条 本部会は、足立区サッカー協会社会人部 O-35 部会(以下単に部会)と言う。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は、社会人部部長の指定する場所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本部会は、足立区サッカー協会の統括と指導のもと、サッカー競技を通し、体力の維持・気力の充実を図るとともに、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 壮年サッカー各種大会の開催、及び参加
- (2) 壮年サッカーの指導・育成
- (3) 壮年サッカー普及に関する講演・研究会の開催
- (4) 壮年サッカーに関する情報の収集、及び関係機関への情報の提供と交流
- (5) 壮年サッカー指導員及び審判員の養成と資質の向上
- (6) 地域内の壮年サッカーに関する正式記録の作成、並びに記録の保存
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 組織

(部会の構成員)

第5条 本部会は、足立区サッカー協会社会人部 O-35 の加盟要項を満たし、加盟登録した壮年者によって組織する。

第四章 部会員

第一節 資格

(部会員の資格)

第6条 部会員の資格は、所定の部会員名簿に登録されたときに取得する。

第二節 権利・義務

(部会員の権利)

第7条 部会員は、足立区サッカー協会社会人部 O-35 で定める権利を有する。

(部会員の義務)

第8条 部会員は次の各号につき平等の義務を負う。

規約並びに機関決議に服する義務

各種会費の納入義務

第五章 機関

第一節 総則

(議決機関)

第9条 本部会には次の機関を置く。

社会人部 O-35 総会

社会人部 O-35 役員会

リーグ運営委員会(マスターズ大会を含む)

審判委員会

第二節 社会人部 O-35 総会

(社会人部 O-35 総会の構成)

第10条 社会人部 O-35 総会(以下単に総会と言う)は、本部会の最高決定機関で、第41条の役員及び各チーム代表議員(以下単に代議員と言う)をもって構成する。

(代議員)

第11条 総会に出席する代議員数は、各チーム2名とする。

(総会の開催)

第12条 総会は、定期に毎年一回新会計年度開始後の2ヶ月以内に行い、次の事項を審議決定する。ただし、必要と認められる時には臨時総会の開催も行える。

- (1) 事業計画
- (2) 予算並びに決算
- (3) 役員の変更
- (4) 議決を要する重要事項
- (5) 本規約の改廃

(総会の招集)

第13条 総会の招集は、社会人部部長が行う。

(会議の成立)

第14条 総会は第11条で表記する代議員総数3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長の選出)

第15条 総会の議長は、代議員から選出する。

(会議の評決)

第16条 採決の方法は、口頭または挙手(拍手)による。

- (1) 役員は議事の評決に加わることができない。
- (2) 議事は代議員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決める。
- (3) 本規約の改廃には、3分の2以上の賛成を得なければならない。

第三節 社会人部 O-35 役員会

(社会人部 O-35 役員会の構成)

第17条 社会人部 O-35 役員会(以下単に役員会と言う)は、本部会の執行機関で、第41条の役員で構成する。

(役員会の開催)

第18条 役員会は必要に応じて随時開催する。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、社会人部部長が招集する。

(役員会の責務)

第20条 役員会は、総会の議決事項及び緊急事項を執行する。

- (1) 緊急事項を執行した場合は、関係委員会を開催し、承認を得なければならない。
- (2) 役員会は、社会人部 O-35 総会に対して一切の責任を負う。

第四節 リーグ運営委員会

(リーグ運営委員会の構成)

第21条 リーグ運営委員会(以後は、単に運営委員会と言う)は、リーグ戦及びマスターズ大会の運営機関で、各チーム運営委員及び第41条の(1)～(15)号の役員をもって構成する。

第22条 競技の運営においては別途「社会人部 O-35 運営規定」に則る

(運営委員会の開催)

第23条 運営委員会は必要に応じて随時開催する。

(運営委員会の招集)

第24条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(運営委員会の議長)

第25条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(各種委員会の設置)

第26条 運営委員会の下には、必要に応じて委員会を置くことができる。

第五節 審判委員会

(審判委員会の構成)

第27条 審判委員会は、審判技能の向上を図るための機関で、各チームの登録審判員および第41条の(1)～(15)号の役員をもって構成する。登録審判員は各チームから2名選出される

(登録審判員の責務)

第28条 登録審判員は審判技術の向上を目指し、試合の主審を専門に行う。

(審判委員会の開催)

第29条 審判委員会は必要に応じ随時開催する。

(審判委員会の招集)

第30条 審判委員会は、審判委員長が招集する。

(審判委員会の議長)

第31条 審判委員会の議長は、審判委員長がこれにあたる。

(審判委員会の事業)

第32条 審判委員会は下記事業を必要に応じて行う。

- (1) 登録審判員の研修
- (2) 新規審判員の育成
- (3) 大会等への審判員の派遣

(審判委員会の内規)

第33条 審判委員会の内規は別途定める

第六節 強化委員会 第34条～第39条 抹消

第七節 運営事務所

第40条 連絡先事務所としてリーグ運営委員長宅を事務所とする(原則足立区内)

第六章 役員

(役員)

第41条 本部会には次の役員を置く。※(1)～(5) & 各委員長を執行部とする

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 会計局長
- (4) 事務局長(総務・企画委員)
- (5) 事務副局長
- (6) 運営委員長
- (7) 運営副委員長
- (8) 審判委員長
- (9) 審判副委員長
- (10) リーグ統括委員長
- (11) リーグ審判委員長
- (12) リーグ運営委員長
- (13) リーグ運営副委員長
- (14) 代表監督
- (15) 代表副監督
- (16) 会計監査

(役員の内命)

第42条 役員の内命は次の通りとする。

- (1) 部長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (2) 副部長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (3) 会計局長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (4) 事務局長(総務・企画委員):前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (5) 事務副局長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (6) 運営委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (7) 運営副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (8) 審判委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (9) 審判副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (10) リーグ統括委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (11) リーグ審判委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (12) リーグ運営委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (13) リーグ運営副委員長:前執行部にて推挙し、これを総会にて承認する。
- (14) 代表チーム監督:運営委員会にて選出し、これを総会にて承認する。
- (15) 代表副監督:必要に応じて代表監督がチーム内外から指名する、これを総会にて承認する。
- (16) 会計監査:総会出席代議委員または運営委員の中から選出する。

(役員任期)

第43条 役員任期は、三年とする。

- (1) 再任を妨げない。
- (2) 補欠によって選出されたものは、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は任期満了といえども、後任者が決定するまでは任務を遂行する。

(役員任務)

第44条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 部長は、この部会を代表して会務を統括し、協会(上部団体)との調整を図る。
※部長は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
※副部長は足立区サッカー協会常任理事も務める
- (3) 会計局長は、本部会の会計事務全てを統括管理する。
- (4) 事務局長(総務・企画委員)はホームページの管理・更新や活動等の企画立案を行う。
- (5) 事務副局長は、局長を補佐し、局長が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
- (6) 運営委員長は、各競技の運営状況を統括し、競技結果などを報告する。
- (7) 運営副委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (8) 審判委員長は、審判員の技量総体を把握し、技能及び資質向上を図る。
- (9) 審判副委員長は審判委員長を補佐し、審判委員長が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (10) リーグ統括委員長は、リーグ全般を統括管理する
- (11) リーグ審判委員長は、各部内の審判委員の技量総体を把握し、技能及び資質向上を図る。
- (12) リーグ運営委員長は、各部内の各競技の運営状況を把握し、競技結果などを報告する。
- (13) リーグ運営副委員長は、リーグ運営委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できない場合には任務を代行する。
- (14) 代表(選抜)監督は、代表(選抜)チームはもとより、参加する各大会の統括を行う。
- (15) 代表(選抜)副監督は、代表(選抜)監督を補佐し、監督が任務を遂行できない場合にはその任務を代行する。
- (16) 会計監査は、財務管理の状態を調査し、部会に報告しなければならない。

第七章 救 援

(スポーツ傷害保険)

第45条 事業遂行中の怪我などによる損害を軽減するため、部会員は加盟・登録に際して、必ずスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第八章 会 計

(経費)

第46条 部会の経費は、年会費(加盟費、運営費、参加費、登録費の事業収入)、寄付金、その他をもつてあてる。但し、総会および役員会の議を経て臨時徴収することができる。

(会計年度)

第47条 部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員で作成し、総会で承認を得なければならない。

(役員手当)

第49条 部会は、役員が任期を満了した時、次の通り手当を支給する。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 会計局長
- (4) 事務局長(総務・企画委員)
- (5) 事務副局長
- (6) 運営委員長
- (7) 運営副委員長
- (8) 審判委員長
- (9) 審判副委員長
- (10) リーグ統括委員長
- (11) リーグ審判委員長
- (12) リーグ運営委員長
- (13) リーグ運営副委員長
- (14) 代表監督
- (15) 代表副監督
- (16) 会計監査

※(1)～(15)の役員においては一律10,000円、会計監査については監査一回につき1,000円を支給する。その他の委員または役員の手当については、各委員会、役員会の議をもって決定する。

(会計報告)

第50条 会計は、6ヶ月毎に会計報告書を作成し、運営委員会へ提出しなければならない。

(会計監査)

第51条 会計は、3ヶ月毎に出納簿を会計監査委員に提出し、収支について会計監査を受けなければならない。 ※この際の立会人は、社会人部部長、運営委員長などがあたる。

第九章 付 則

(規約の改廃)

第52条 この規約の改廃は、総会の承認を必要とする。

(規約の準用)

第53条 この規約で明らかなでない事項は、足立区サッカー協会の規約または決定事項に準ずる。

(規約の施行)

第54条 この規約は、2018年4月1日より施行する。

改定履歴		
版番	制定・改定日	主な改訂箇所・理由
1	2013.10.31	新規制定
2	2018.04.01	内容を精査して改定
3	2019.04.1	誤字修正 (各種委員会の設置)第27条 第41条の(1)～(9)号 (強化委員会の構成)第34条 第41条の(1)、(2)、(3)、(5)、(7)、(9)、(10)の役員 (予算及び決算)第48条 部会の予算及び決算は、第41条の役員
4	2023/4/1	新体制対応 壮年部を社会人部 O-35 に変更 強化委員会 抹消 役員追加 第 49 条 事務副局長、リーグ役員追加 任務、手当